

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年4月22日
【発行者の名称】	株式会社一寸房 (Issunbou Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 哲正
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区北二条西二丁目41番地
【電話番号】	011-215-0061
【事務連絡者氏名】	専務取締役 古田 章久
【担当 J - A d v i s e r の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の住所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社一寸房 https://issun.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 3【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下、「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 中間連結会計期間	第20期 中間会計期間	第19期 (連結)
会計期間	自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 1 月31日	自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 1 月31日	自 2023年 8 月 1 日 至 2024年 7 月31日
売上高 (千円)	621,912	548,031	1,305,459
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	8,141	△37,622	3,464
中間純損失又は親会社株主に帰属する 中間 (当期) 純利益又は親会社株主に 帰属する中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	7,811	△50,906	△5,504
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	94,031	94,031	94,031
発行済株式総数 (株)	570,275	570,275	570,275
純資産額 (千円)	112,861	47,976	99,434
総資産額 (千円)	606,378	596,026	664,293
1株当たり中間 (当期) 純利益又は1 株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	13.70	△89.26	△9.65
潜在株式調整後1株当たり中間 (当 期) 純利益 (円)	13.60	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.5	8.0	14.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△66,887	△36,302	△50,422
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△12,108	△5,631	△24,197
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△61,898	△14,798	△52,772
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	167,338	118,004	181,461

- (注) 1. 当社は、2024年11月1日付で、連結子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、第20期中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しておりません。なお、第19期まで連結財務諸表を作成しているため、主要な経営指標等の推移については、第19期中間連結会計期間は中間連結財務諸表について、第20期中間会計期間は中間財務諸表について、第19期は連結財務諸表について記載しております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第20期中間会計期間及び第19期における潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間 (当期) 純損失であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第19期の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、あおい監査法人の四半期レビューを受けております。また、第19期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、あおい監査法人の監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、2024年11月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。これにより、連結子会社が存在しなくなったため、当中間会計期間より非連結決算に移行いたしました。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、以下の連結子会社を吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社 一寸房コンサル	北海道 札幌市中央区	4 0 百万円	測量調査	100.0	・一部業務の受託 及び委託 ・役員の兼任3名

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善傾向にある中、経済活動の水準引き上げが進み、緩やかな回復基調で推移しております。

一方で、円安の進行等に起因した物価高が続く中、個人消費は依然として底堅く推移しており、また、世界的な金融引締めや中国経済の停滞など、依然として国内景気の下振れに注意が必要な状況が続いております。

当社の主要取引先である建設業界においては、建設投資は堅調に推移したものの、資材価格の高止まりや人手不足による労務費の上昇等により、厳しい事業環境が続いております。

このような経済環境の中で、当社は、建設設計に関わるワンストップサービス（意匠設計、設備設計、構造設計、生産設計、測量設計の一元的な管理・提供）を確立し、B I M / C I Mを活用した3次元設計技術の体制強化及びX R技術を活用したデジタルコンテンツ制作を積極的に行い、D X（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みを、さらに加速させております。設計図面データとデジタルコンテンツ技術を融合させ、建設業界に新たな価値を提供する革新的なビジネスモデルを確立し、企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、当中間会計期間（上半期）は、当社にとって経常的に利益が減少する期間であることに加え、連結子会社を吸収合併したことに伴う抱合せ株式消滅差損を計上したため、想定を下回る結果となりました。

当社といたしましては、下半期において売上高の増加と経費の圧縮に努め、目標達成に向け全社一丸となり取り組んでまいります。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高は548,031千円、営業損失は38,738千円、経常損失は37,622千円、中間純損失は50,906千円となりました。

なお、当社は、2024年11月1日付で、連結子会社であった株式会社一寸房コンサルを吸収合併したことにより、当中間会計期間より非連結決算に移行し、中間財務諸表を作成しております。このため、前年同中間期との比較は行っておりません（以下においても同様）。

当中間会計期間におけるセグメント別の業績は、以下のとおりであります。

①設計ソリューション事業

設計ソリューション事業の売上高は483,535千円、セグメント利益は89,600千円となりました。

②測量事業

測量事業の売上高は21,790千円、セグメント損失は11,888千円となりました。

③派遣事業

派遣事業の売上高は42,705千円、セグメント利益は12,606千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、118,004千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、36,302千円の支出となりました。

これは主に、減価償却費が17,892千円、製品保証引当金の増加額5,952千円があった一方、税引前中間純損失50,286千円、売上債権の増加額17,056千円、棚卸資産の増加額1,366千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、5,631千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,815千円、保険積立金の積立による支出2,604千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、14,798千円の支出となりました。これは、短期借入金の純増減額44,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出47,989千円、リース債務の返済による支出10,809千円があったことによるものであります。

2 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

3 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場において、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができると定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また、「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること。

イ 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

ロ 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。

イ TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

ロ 前aのイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同ロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のイ又はロに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - イ TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - ロ 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出席者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
 - c 当社が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めた場合
- ⑧ 発行情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべき事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること が確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下、「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めた場合

⑱ その他

前各号の他、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

この他、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本書公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

合併契約の締結

当社は、2024年9月20日開催の定時取締役会において、2024年11月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社一寸房コンサルを吸収合併消滅会社とする合併契約の締結について決議され同日付で合併契約を締結いたしました。詳細は、「第6【経理の状況】 1【中間財務諸表】【注記事項】（企業結合等関係）」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の当中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は458,345千円となり、現金及び預金118,004千円、売掛金及び契約資産294,624千円が主なものであります。

固定資産は137,680千円となり、有形固定資産30,777千円、無形固定資産55,926千円、投資その他の資産50,976千円が主なものであります。

この結果、総資産は596,026千円となりました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は383,204千円となり、短期借入金114,000千円、１年内返済予定の長期借入金101,612千円が主なものであります。

固定負債は164,845千円となり、長期借入金121,296千円が主なものであります。

この結果、負債合計は548,050千円となりました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産合計は47,976千円となりました。

この結果、自己資本比率は8.0%となりました。

（３）経営成績の分析

「１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (2025年1月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年4月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,200,000	1,629,725	570,275	570,275	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,200,000	1,629,725	570,275	570,275	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式40,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2019年7月19日 臨時株主総会決議)

区分	当中間会計期間末現在 (2025年1月31日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数(個)	110,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,144(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2019年7月22日 ～2029年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,164 資本組入額 582	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.25株であります。

なお、割当日後に当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた価額とする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

②当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

ただし、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

③当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項
組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ①合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ②吸収分割
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
株式交換をする株式会社発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社

第2回新株予約権(2019年7月19日 臨時株主総会決議)

区分	当中間会計期間末現在 (2025年1月31日)	公表日の前月末現在 (2025年3月31日)
新株予約権の数(個)	50,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,144(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2021年7月20日 ～2029年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,144 資本組入額 572	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.25株であります。

なお、割当日後に当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた価額とする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

③当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

4. 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する

ものとする。

①合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年8月1日～ 2025年1月31日	—	570,275	—	94,031	—	38,457

(6) 【大株主の状況】

2025年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
(株)カミヤマ	札幌市手稲区新発寒5条5丁目10番24	350,800	61.51
上山 哲正	札幌市手稲区	141,725	24.85
北洋SDGs推進投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西三丁目11番地	25,000	4.38
サントー(株)	札幌市中央区南二条西十丁目1番4	17,250	3.02
瀬尾 昌資	札幌市中央区	4,375	0.77
(株)中央地建	札幌市中央区南二条西十丁目1番4	4,125	0.72
河原 博之	北海道白石区	4,025	0.71
大沼 敏文	横浜市戸塚区	2,500	0.44
辻野建設工業(株)	石狩郡当別町末広380番地	2,425	0.43
後藤 制一	札幌市中央区	2,300	0.40
計	—	554,525	97.24

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 569,500	5,695	権利内容に何ら限定のない、当社株式であり、単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 775	—	—
発行済株式総数	570,275	—	—
総株主の議決権	—	5,695	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2024年8月1日から2025年1月31日まで)に係る中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第19期連結会計年度 あおい監査法人

第20期中間会計期間 監査法人ハイビスカス

3. 中間連結財務諸表について

当社は、2024年11月1日付で連結子会社である株式会社一寸房コンサルを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2025年 1 月31 日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	118,004
売掛金及び契約資産	294,624
棚卸資産	※ 11,641
その他	34,613
貸倒引当金	△539
流動資産合計	458,345
固定資産	
有形固定資産	30,777
無形固定資産	55,926
投資その他の資産	50,976
固定資産合計	137,680
資産合計	596,026

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025年1月31日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	2,606
短期借入金	114,000
1年内返済予定の長期借入金	101,612
未払費用	75,802
未払法人税等	620
賞与引当金	17,408
受注損失引当金	4,191
製品保証引当金	17,711
その他	49,252
流動負債合計	383,204
固定負債	
長期借入金	121,296
資産除去債務	13,081
その他	30,467
固定負債合計	164,845
負債合計	548,050
純資産の部	
株主資本	
資本金	94,031
資本剰余金	38,457
利益剰余金	△84,953
株主資本合計	47,536
新株予約権	440
純資産合計	47,976
負債純資産合計	596,026

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 1 月 31 日)
売上高	548,031
売上原価	423,312
売上総利益	124,718
販売費及び一般管理費	※ 163,456
営業損失(△)	△38,738
営業外収益	
受取利息	8
補助金収入	3,845
その他	1,298
営業外収益合計	5,152
営業外費用	
支払利息	3,417
為替差損	267
その他	351
営業外費用合計	4,036
経常損失(△)	△37,622
特別利益	
固定資産売却益	482
特別利益合計	482
特別損失	
抱合せ株式消滅差損	13,146
特別損失合計	13,146
税引前中間純損失(△)	△50,286
法人税等	620
中間純損失(△)	△50,906

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年 8 月 1 日 至 2025年 1 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△50,286
減価償却費	17,892
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△3,192
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,050
受注損失引当金の増減額(△は減少)	1,565
製品保証引当金の増減額(△は減少)	5,952
受取利息	△8
支払利息	3,417
補助金収入	△3,845
為替差損益 (△は益)	267
固定資産売却益	△482
抱合せ株式消滅差損	13,146
売上債権の増減額(△は増加)	△17,056
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,366
仕入債務の増減(△は減少)	△4,867
未払費用の増減額(△は減少)	2,383
その他	9,636
小計	△29,894
利息及び配当金の受取額	8
利息の支払額	△2,970
補助金の受取額	3,845
法人税等の支払額	△7,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	△36,302
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,815
有形固定資産の売却による収入	808
無形固定資産の取得による支出	△1,250
敷金の回収による収入	229
保険積立金の積立による支出	△2,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,631
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	44,000
長期借入金の返済による支出	△47,989
リース債務の返済による支出	△10,809
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,798
現金及び現金同等物に係る換算差額	△176
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△56,908
現金及び現金同等物の期首残高	122,682
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	※2 52,230
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 118,004

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益又は税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間貸借対照表関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載していません。

※ 棚卸資産の内訳

	当中間会計期間 (2025年1月31日)
仕掛品	10,824千円
貯蔵品	816 〃
計	11,641千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりますが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成していません。そのため、前中間会計期間については記載していません。

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
役員手当	21,920千円
給与手当	45,623 "
貸倒引当金繰入額	△3,192 "
賞与引当金繰入額	4,765 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりますが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成していません。そのため、前中間会計期間については記載していません。

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
現金及び預金	118,004千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	118,004千円

※2 重要な非資金取引

当事業年度(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

当事業年度に吸収合併した株式会社一寸房コンサルより承継した資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。

流動資産	92,532 千円
固定資産	25,207 千円
資産合計	117,740 千円
流動負債	54,938 千円
固定負債	55,195 千円
負債合計	110,133 千円

なお、流動資産には現金及び現金同等物が52,230千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

(企業結合等関係)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社一寸房コンサルを吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、2024年11月1日付で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

なお、本合併は2024年10月29日開催の第19回定時株主総会において、承認可決されております。また、株式会社

一寸房コンサルにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行っております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社一寸房コンサル

事業の内容：測量調査、診断、地図・地形・C I M関連データ作成及び関連書類の作成、不動産の調査

(2) 企業結合日

2024年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社一寸房コンサルを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社一寸房

(5) その他取引の概要に関する事項

①合併の目的

被合併会社である株式会社一寸房コンサルは、当社の100%出資の連結子会社であり、測量業務を中心に行ってまいりましたが、事業の一体運営による経営の合理化、業務の効率化を推進することを目的として、本合併を行うことといたしました。

②合併に係る割当内容

本合併は当社の完全子会社との合併であるため、合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(セグメント情報等)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 財務諸表 計上額 (注2)
	設計ソリューション 事業	測量事業	派遣事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	483,535	21,790	42,705	548,031	—	548,031
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	483,535	21,790	42,705	548,031	—	548,031
セグメント利益又は 損失(△)	89,600	△11,888	12,606	90,318	△129,056	△38,738

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△129,056千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用129,056千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

当社の主たる事業は設計ソリューション事業であり、その他の事業等も含め、収益及びキャッシュ・フローの性質・計上時期などに関する重要な相違はありません。よって開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)
(1) 1株当たり中間純損失(△)	△89.26円
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(千円)	△50,906
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株主に係る中間純損失(△)(千円)	△50,906
普通株式の期中平均株式数(株)	570,275
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末からの重要な変動があったものの概要	—

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年4月22日

株式会社一寸房

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指定社員

公認会計士 堀 俊介

業務執行社員

指定社員

公認会計士 田中 祥孝

業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3第の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社一寸房の2024年8月1日から2025年7月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2024年8月1日から2025年1月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一寸房の2025年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。

期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。